

第1章

子どもと家庭を取り巻く現状

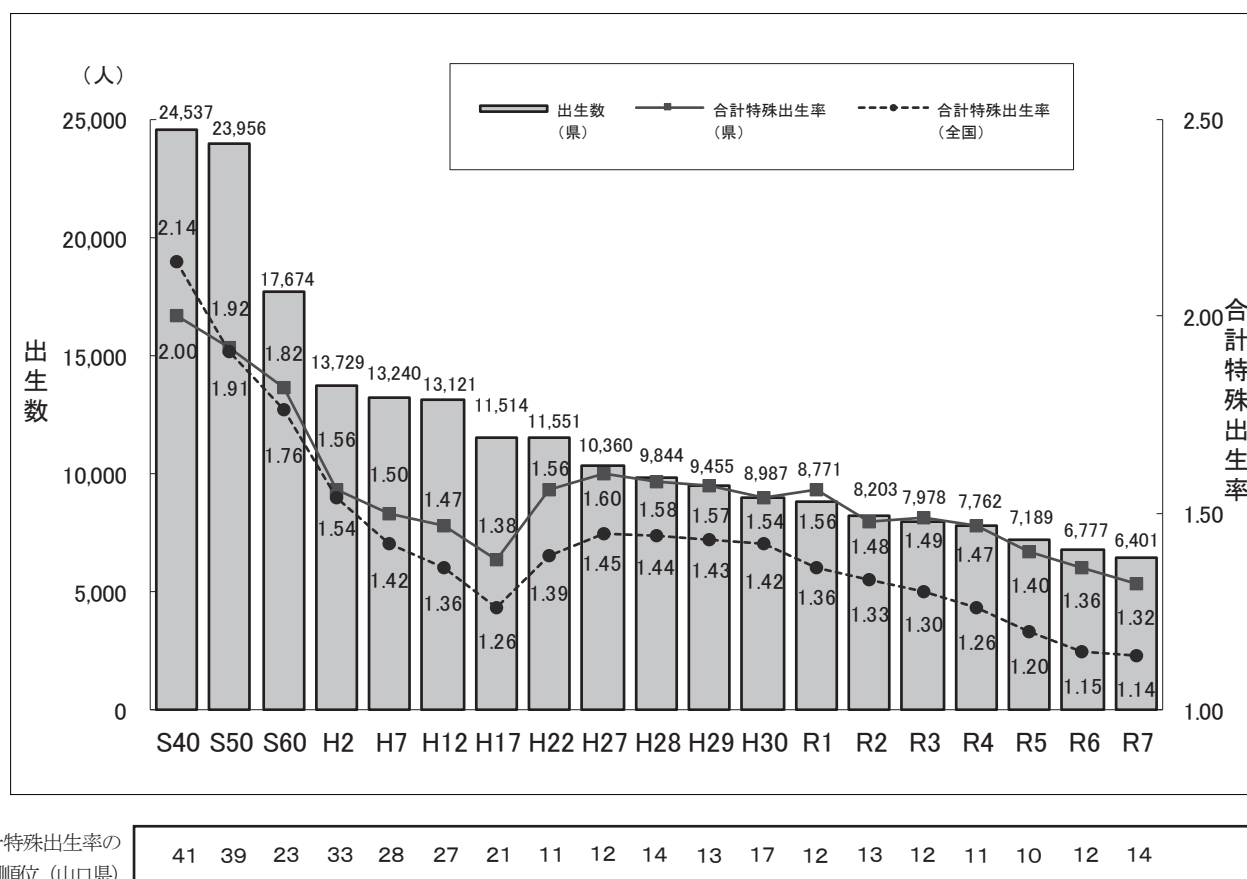
1 少子化の進行

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

山口県における令和7年の出生数は、前年に比べ376人減少し、過去最少の6,401人となり、10年前と比較し、約4割減少している。

また、1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、前年に比べ0.04ポイント低下し、過去最低の1.32となっており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にある。

図1 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」 ※R7年は概数

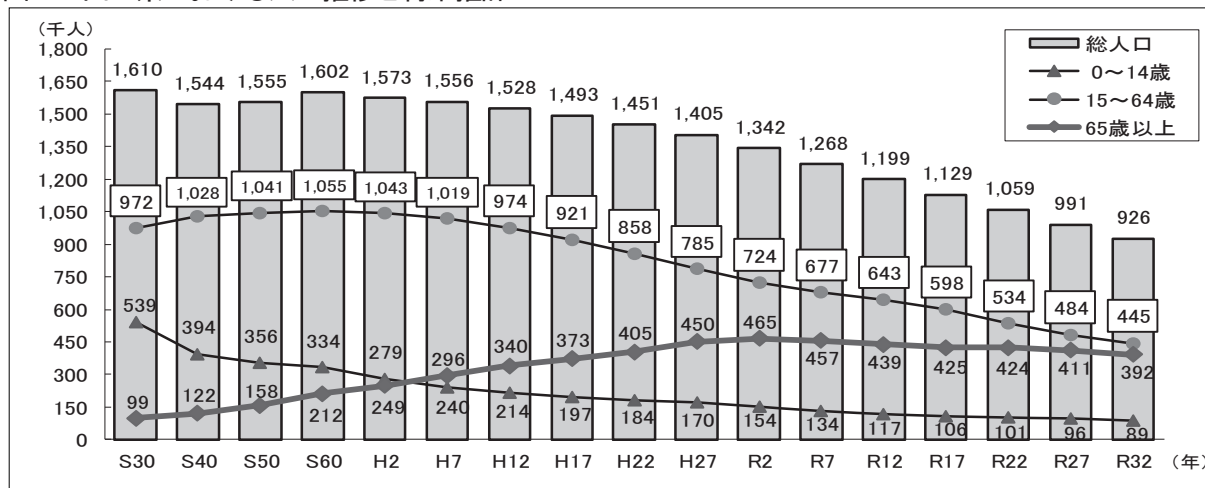
※ 合計特殊出生率とは、1年間における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均の子どもの数に相当する。合計特殊出生率の人口置換水準（人口を維持するために必要とされる水準）は、日本では2.07となっている。

(2) 山口県における人口推移と将来推計

出生数は、昭和30年以降、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）の一時的な増加を除いては、減少傾向が続いている。そのため、年少人口（14歳以下）は、令和2年においては、15万4千人と高齢者人口（65歳以上）46万5千人の3分の1以下となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和32年の山口県の年少人口は8万9千人となり、高齢者人口39万2千人の4分の1以下にまで減少すると推計されている。

図2 山口県における人口推移と将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（令和5年12月推計）、R2年以前は総務省「国勢調査」

※H27年及びR2年は「国勢調査」不詳補充結果

注：H22年までの総人口は年齢不詳を含むため、3区分の人口の総和と必ずしも一致しない。

(3) 少子化の影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面において影響を及ぼすといわれている。

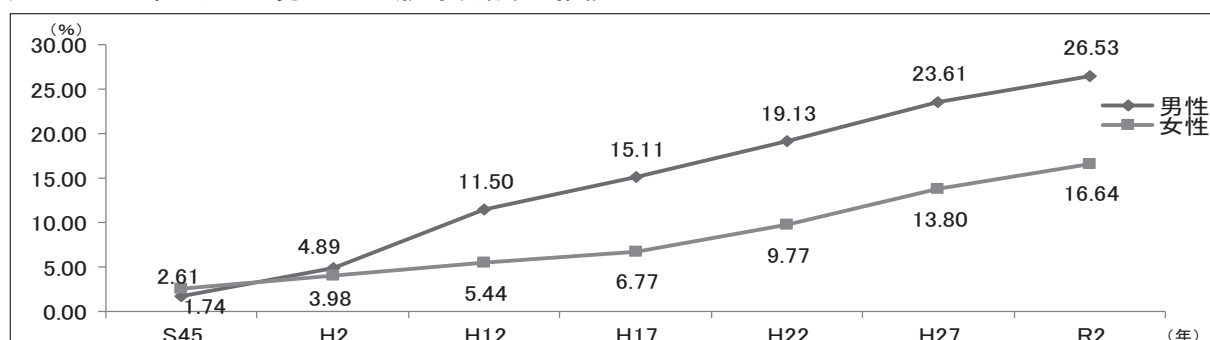
- ・ 生産年齢人口（15～64歳人口）の減少による労働力不足や、経済規模の縮小
- ・ 年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担の増大
- ・ 地域社会の活力の低下や、防犯、消防等の住民活動の衰退
- ・ 子ども同士の交流機会の減少による、子どもの健やかな成長への影響

(4) 少子化の要因と背景

ア 未婚化、晩婚化の進行

少子化の要因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されている。山口県においても、50歳時未婚率（50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合）は上昇している。特に男性の上昇が著しい。

図3 山口県における男女の50歳時未婚率の推移

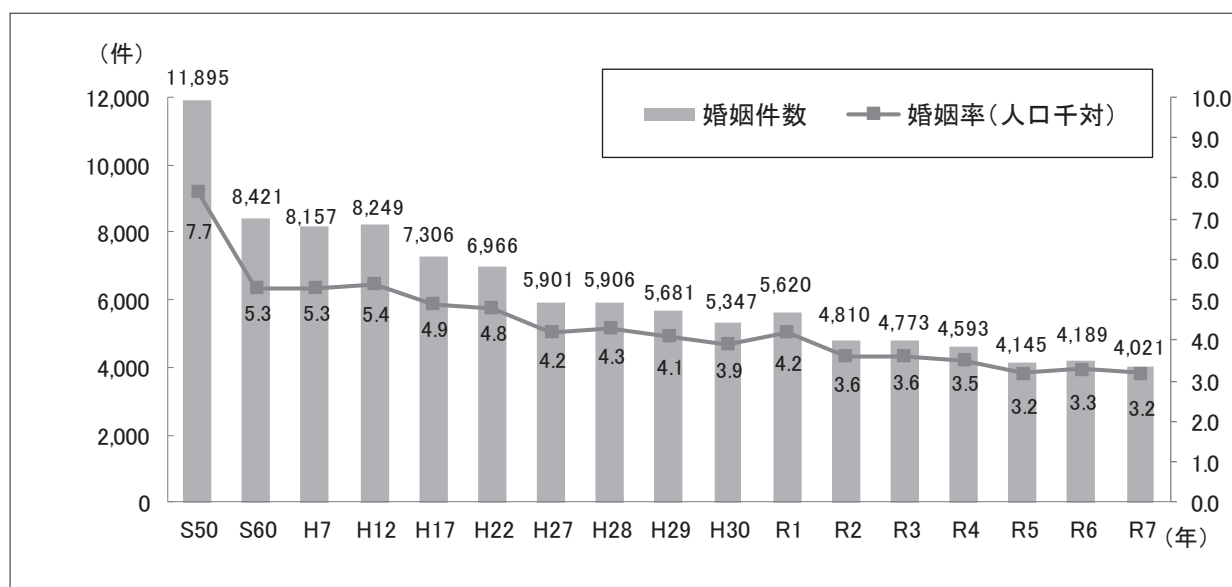


資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

山口県における婚姻件数は長期的に減少傾向にあり、令和7年は4,021件と前年に比べ168件減少した。また、婚姻率（人口千対）も3.2と前年に比べ0.1低下した。

我が国の場合、子どものほとんどが法律上の結婚をした夫婦間に出生した子どもであることから、婚姻件数は、出生数に直接的な影響を与える。

図4 山口県における婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の推移

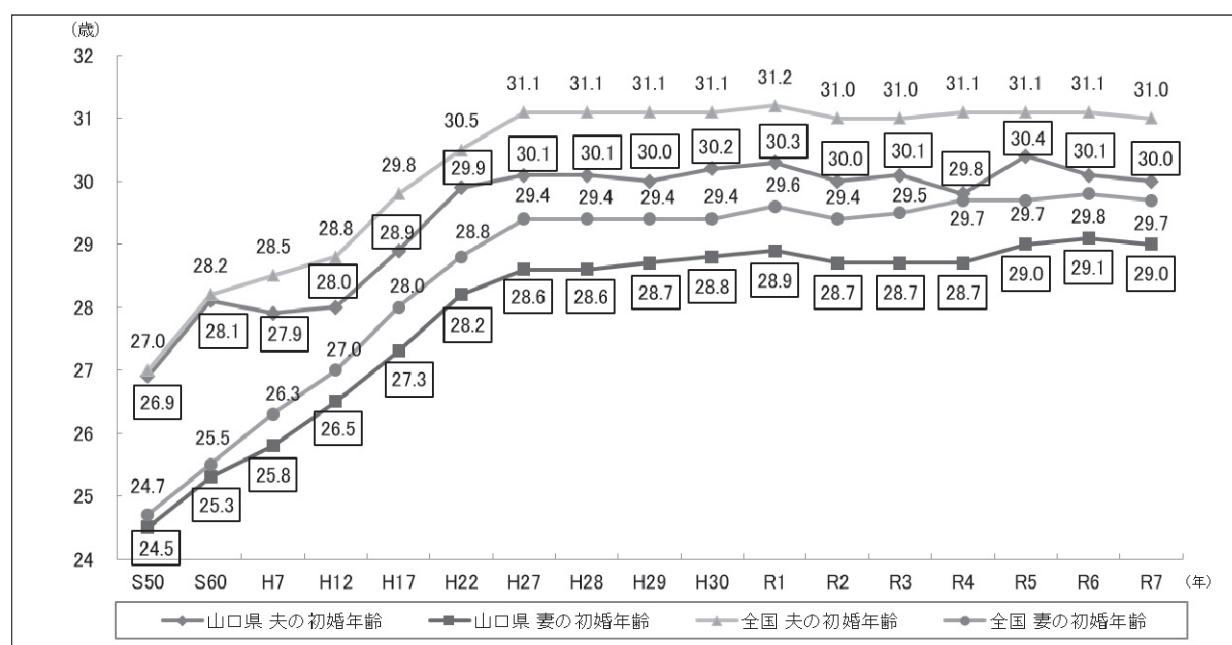


資料：厚生労働省「人口動態統計」 ※R7年は概数

令和7年の山口県における夫の初婚年齢は30.0歳と全国の31.0歳と比べて1.0歳低く、妻の初婚年齢は29.0歳と全国の29.7歳と比べて0.7歳低くなっている。

しかし、昭和50年の初婚年齢と比べて、夫は3.1歳、妻は4.5歳高くなっており、晩婚化が進行している。

図5 初婚年齢の推移

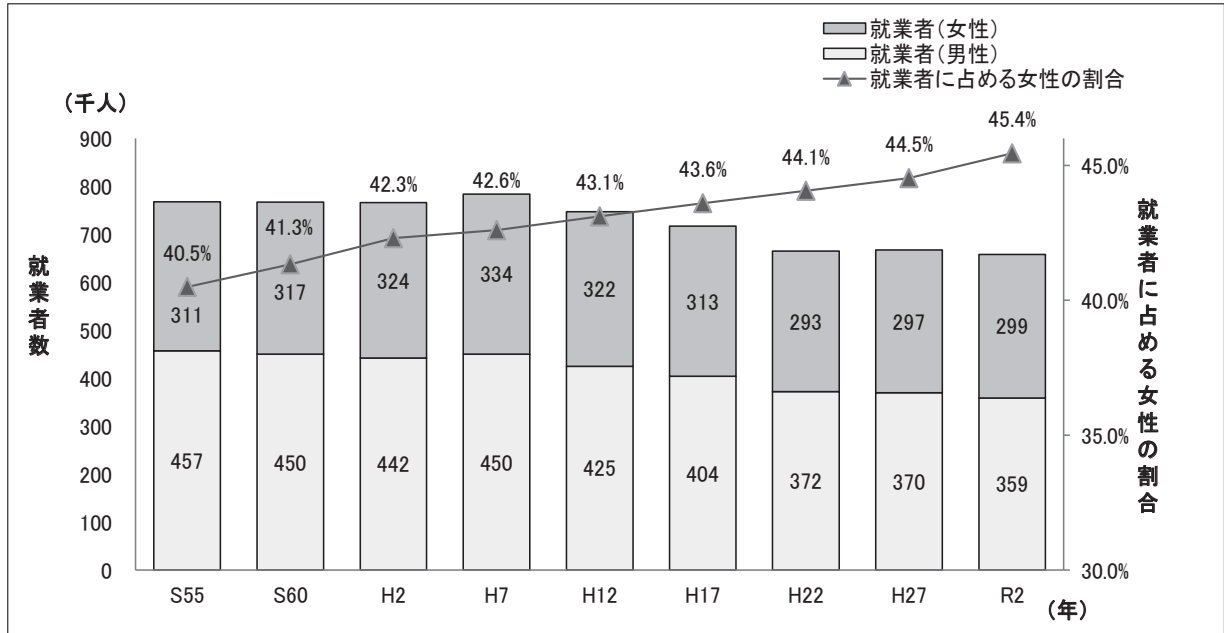


資料：厚生労働省「人口動態統計」 ※R7年は概数

イ 女性の就業の変化

山口県における男性の令和2年の就業者数は、35万9千人と昭和55年の45万7千人と比べ、約10万人減少している。一方、女性の就業者数に大きな変動はないため、就業者数全体が減少傾向にある中で、就業者に占める女性の割合は上昇している。

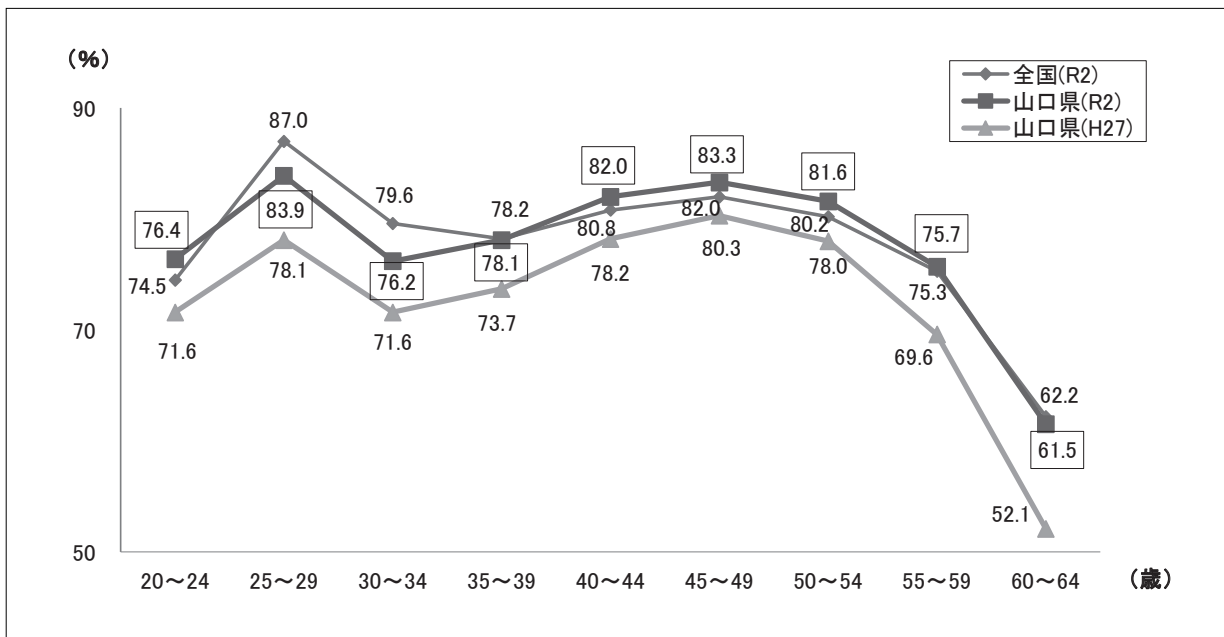
図6 山口県における女性の就業者等の推移



資料：総務省「国勢調査」 ※H27年及びR2年は「国勢調査」不詳補完結果

山口県の女性の年齢階級別の労働力率を見ると、出産・育児等の理由から30代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の底は、近年、浅くなっているが、全国より20代後半から30代前半の労働力率は低くなっている。

図7 女性の年齢階級別労働力率



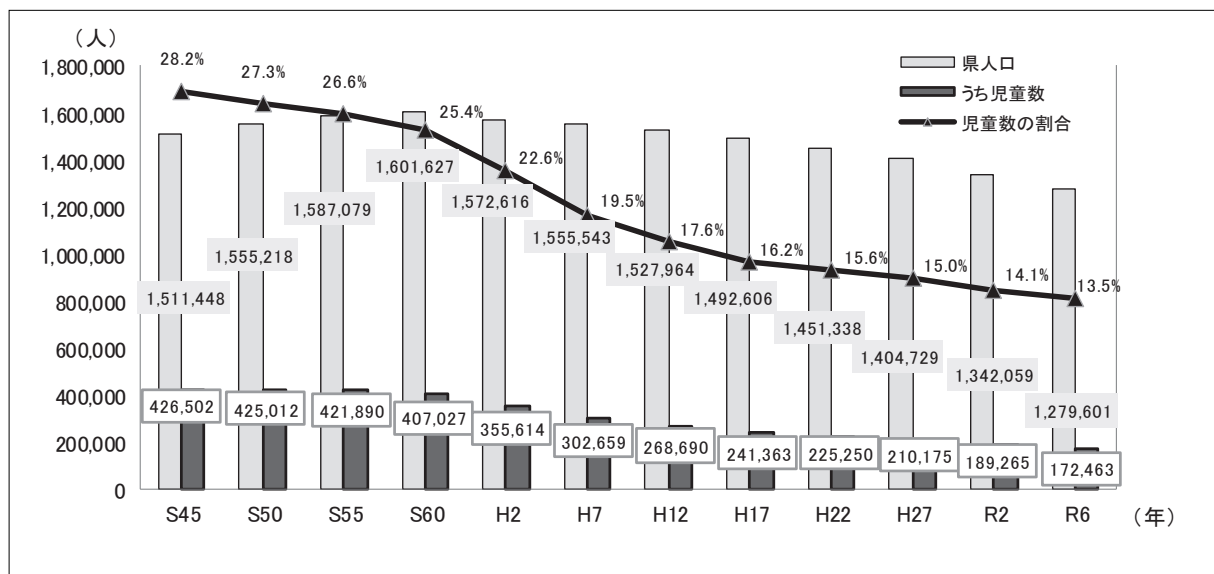
資料：総務省「国勢調査」 不詳補完結果

2 子どもや子育ての現状

(1) 児童数の推移等

第2次ベビーブーム期以降、増加で推移していた県の総人口は、昭和60年をピークに減少を続けている。一方、児童数（18歳未満の者）は一貫して減少を続けており、県の総人口に占める児童の割合も低下を続けている。

図8 県人口、児童数及び児童数の割合



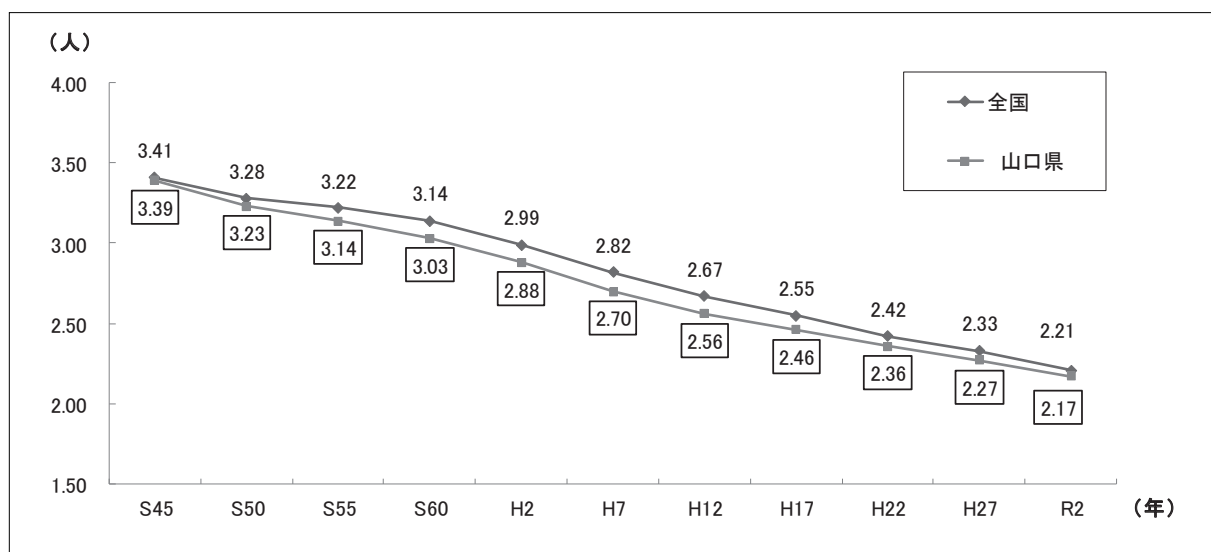
資料：総務省「国勢調査」、R6年は県統計分析課「山口県人口移動統計調査」※H27年及びR2年は「国勢調査」不詳補充結果

注：各年10月1日現在、H22年以前は総人口に「年齢不詳」を含み、児童数の割合は「年齢不詳」を除き算出している。

(2) 家族形態の変化

山口県における1世帯当たりの平均人員は減少を続けている。

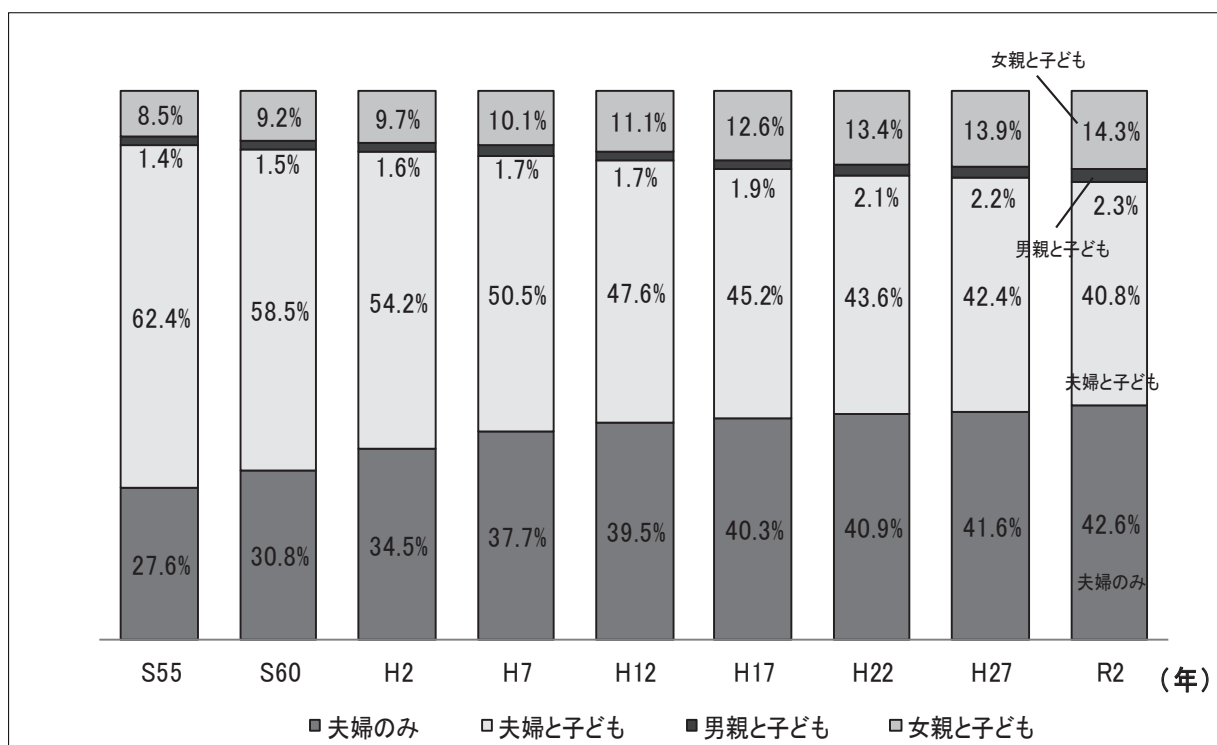
図9 1世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

山口県における核家族の状況は、夫婦のみの世帯及び男親又は女親と子どもの世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しており、家族構成の変化が見られる。

図10 山口県における核家族に占める各世帯の割合



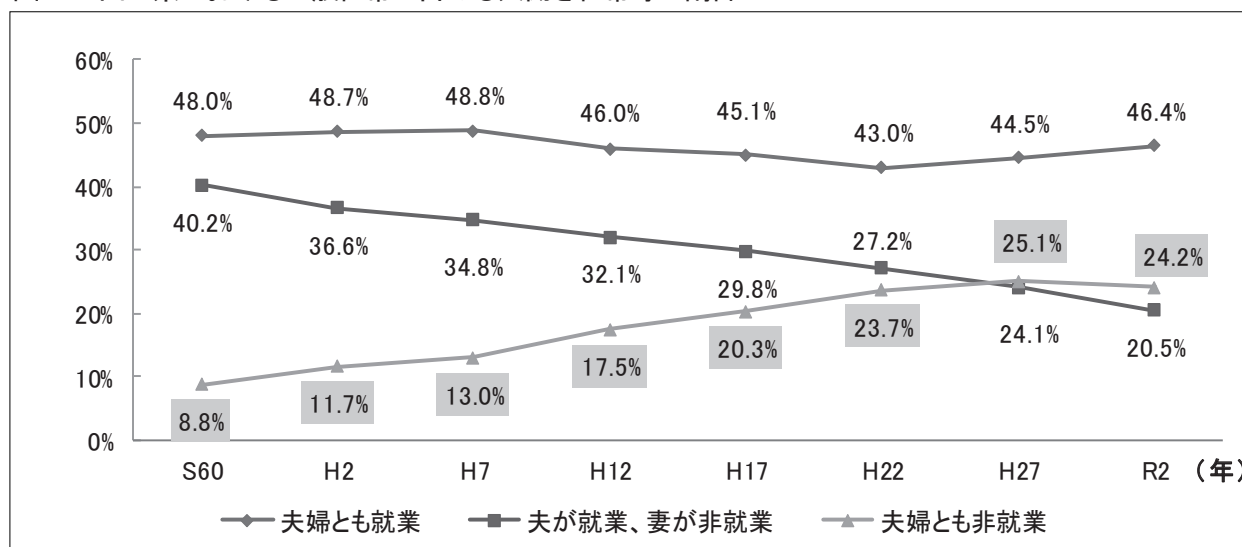
資料：総務省「国勢調査」

注：S60以前は、親族のみの世帯に同居する非親族がいる場合、核家族世帯に含む。

(3) 共働き世帯の増加

山口県における一般世帯の夫婦の就業状況の推移を見ると、夫婦とも就業している共働き世帯の割合はやや増加し、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合は減少している。

図11 山口県における一般世帯に占める共働き世帯等の割合



資料：総務省「国勢調査」

(4) 6歳未満の子どもを持つ夫と妻の育児時間

山口県では、育児時間が、全国と比べて夫は短く、妻は長くなっている。

令和3年調査と平成28年調査を比べると、山口県では、妻の育児時間が増加している一方、夫の育児時間は減少している。

図12 6歳未満の子供を持つ夫と妻の家事関連時間（1日当たり）（時間、分）

区 分		令和3年		平成28年		増 減	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
山口県	家事関連	1.28	8.10	1.43	7.26	△0.15	0.44
	うち育児	0.41	4.02	1.11	3.19	△0.30	0.43
全 国	家事関連	1.54	7.28	1.23	7.34	0.31	△0.06
	うち育児	1.05	3.54	0.49	3.45	0.16	0.09

資料：総務省「R3年社会生活基本調査」

注：一日当たりの育児時間は、週全体の平均である。

(5) 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園数

県内の保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の数については、保育所が254施設、幼稚園が127施設、幼保連携型認定こども園が40施設となっている。

図13 保育所・幼稚園数等

区 分	施設数	定員数（人）	利用者数（人）
保 育 所	254（259）	22,477（22,468）	18,487（19,213）
幼 稚 園	127（128）	20,142（20,522）	8,780（9,476）
幼保連携型認定こども園	40（39）	5,576（5,456）	3,092（4,831）

資料：学校基本調査（速報値）、県子ども政策課調べ、県学事文書課調べ、県義務教育課調べ

注：保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園数は令和8年4月1日現在の状況。休園中の施設については、数値から除外

（ ）内の数字は令和7年の数値

(6) 地域子育て支援拠点の設置数の推移

地域子育て支援拠点の設置数は、令和7年度末現在で154施設となっている。

図14 地域子育て支援拠点設置数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
151（42）	151（42）	150（41）	153（42）	152（41）	154（45）

資料：県子ども政策課調べ、旧地域子育て支援センターとつどいの広場は平成19年度から地域子育て支援拠点事業に再編

注：（ ）内は元気子育て支援センター等（市町単独設置）の設置数のうち数

(7) 育児休業の取得状況

1 年間に出産した女性労働者のうち 97.8%が、配偶者が出産した男性労働者のうち 31.0%が育児休業を取得している。

図 15 育児休業の取得状況 (%)

区 分	山口県	全 国
女 性	97.8 (98.5)	80.2 (83.0)
男 性	31.0 (10.9)	17.13 (7.48)

資料：山口県「令和5年度働き方改革推進実態調査」、厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」
注：（ ）は令和元年の数値

(8) 「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」の登録事業者数

令和6年2月から「育児休業取得率 100%」及び「1 箇月以上の育児休業取得」を推奨することを規定した一般事業主行動計画を策定した事業者を登録する制度として「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」を開始しており、令和7年度末の登録事業者数は1,269 社となっている。

図 16 「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」の登録事業者数

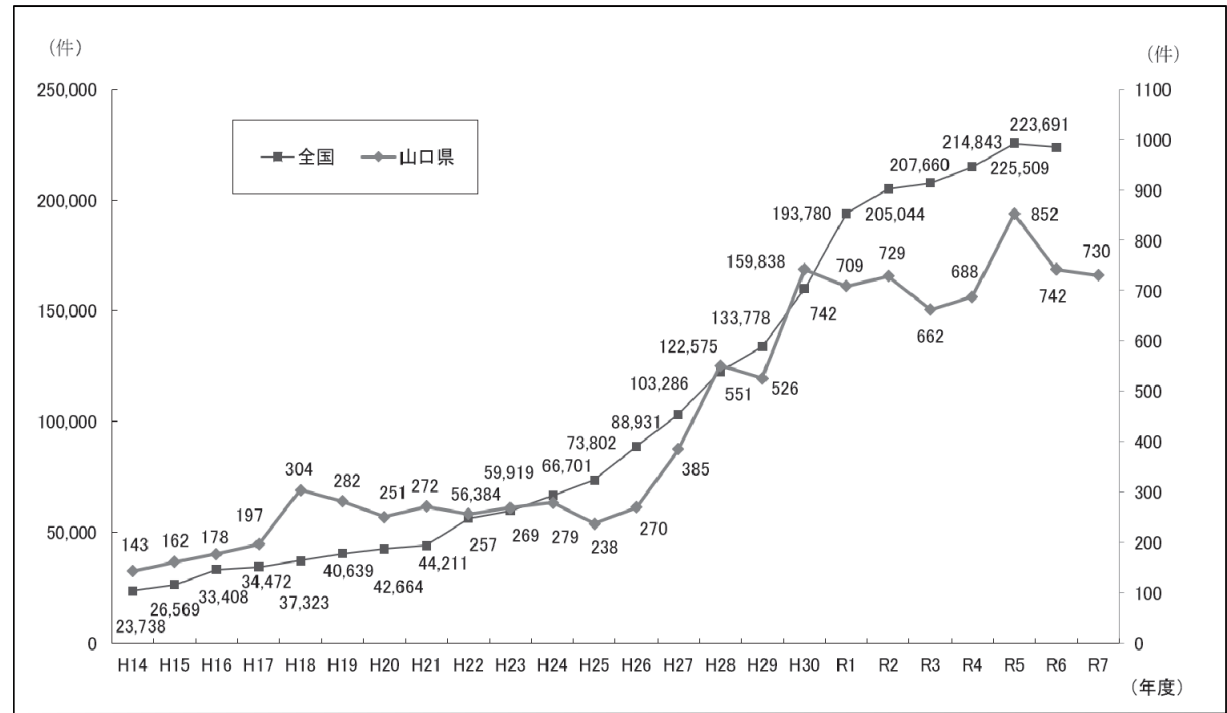
年度末累計	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業者数	31	924	1,269

資料：県労働政策課調べ

(9) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

令和7年度の山口県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は730 件で、前年度の742 件と比べ12 件減少したが、依然として高い水準にある。

図 17 児童相談所相談対応件数の推移



資料：県子ども家庭課調べ（R7 は速報値）、厚生労働省調べ、H22 年度の全国の件数は福島県を除いた数値

(10) いじめ認知件数

令和6年度の県内のいじめ認知件数は4,174件と、前年度の4,247件と比べ、73件減少している。

図18 いじめ認知件数（令和6年度） (件)

小 学 校	中 学 校	高等学校	総合支援学校	計
2,886 (3,072)	1,108 (991)	154 (156)	26(28)	4,174 (4,247)

資料：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

注：（ ）内は令和5年度の数値、調査対象は国公立小・中・高等・特別支援学校

(11) 不登校児童生徒数

令和6年度の県内の不登校児童生徒数は4,031人と、前年度の3,957人と比べ、74人増加している。

図19 不登校児童生徒数（令和6年度） (人)

小 学 校	中 学 校	高等学校	計
1,412 (1,284)	2,161 (2,286)	458 (387)	4,031 (3,957)

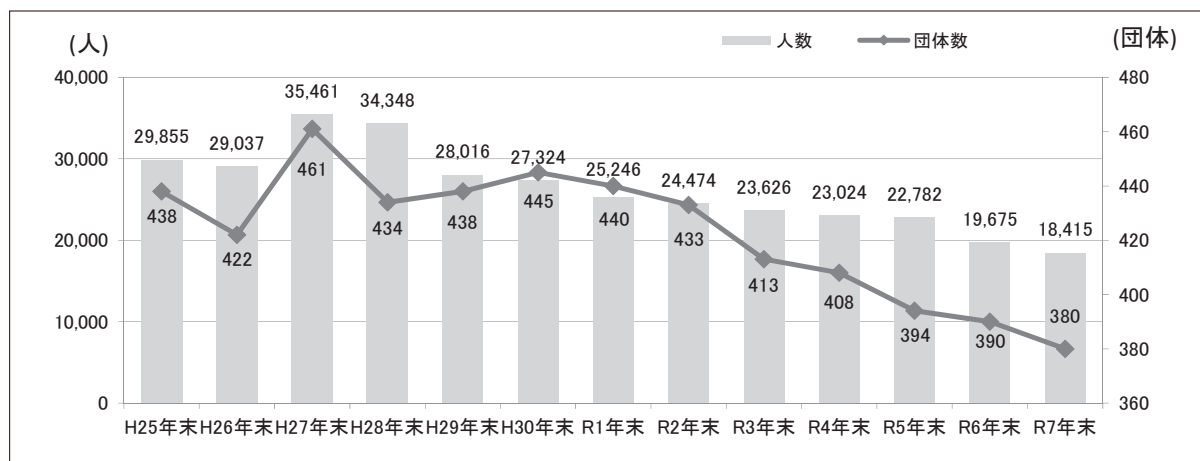
資料：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

注：（ ）内は令和5年度の数値、調査対象は国公立小・中・高等学校

(12) 防犯ボランティア数

県内各地で、地域の安全や子どもの安全を守るため、防犯ボランティアや自治会によるパトロールなどの自主防犯活動が地域の実情に応じて行われている。従事者の高齢化などにより、団体数及び人数は減少している。

図20 防犯ボランティアの推移



資料：山口県警察本部生活安全企画課調べ

3 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査

子育て支援・少子化対策に関する県民意識、ニーズ、満足度等を把握するため、継続的に「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」を実施しており、令和5年度に5回目となる調査を行った。

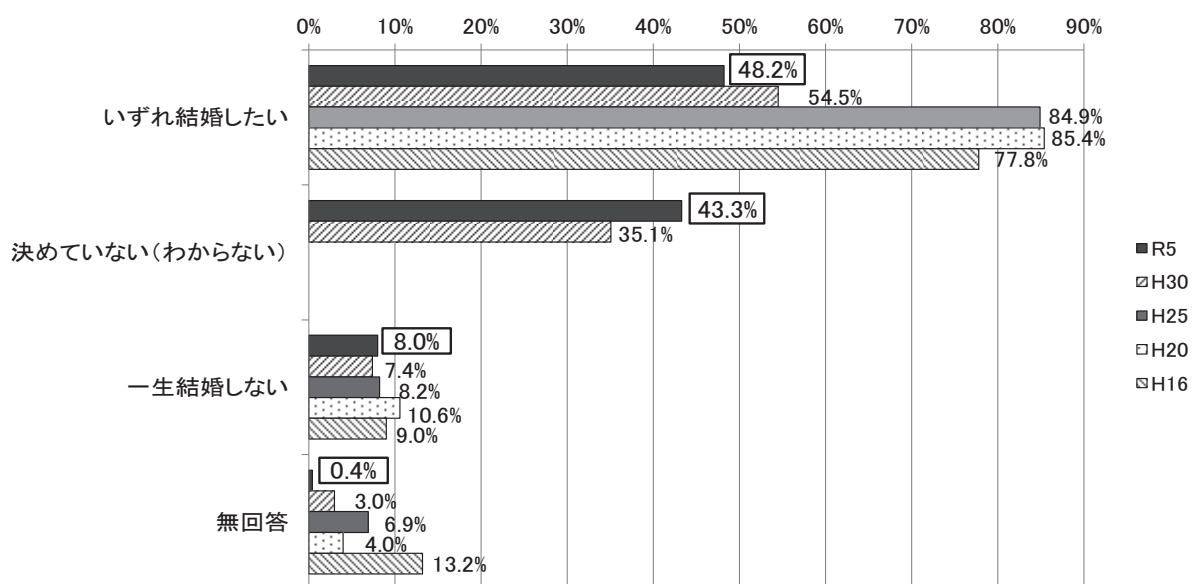
《調査の概要》

調査地域	山口県全域
対 象	県内に居住する18歳以上（※）50歳未満の男女 ※平成30年度までは、20歳以上
標 本 数	3,000人（男女各1,500人）
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出（全市町より抽出）
調査方法	郵送によるアンケート
調査時期	H16. 7. 8～7. 31、H20. 11. 17～12. 8、H25. 11. 20～12. 11、H31. 1. 10～1. 30 R5. 11. 20～12. 20
回答状況	H16:1,048名（回収率 34.9%）、H20:1,137名（回収率 37.9%） H25:1,111名（回収率 37.0%）、H30: 839名（回収率 28.0%） R5: 718名（回収率 23.9%）

【調査結果の概要】

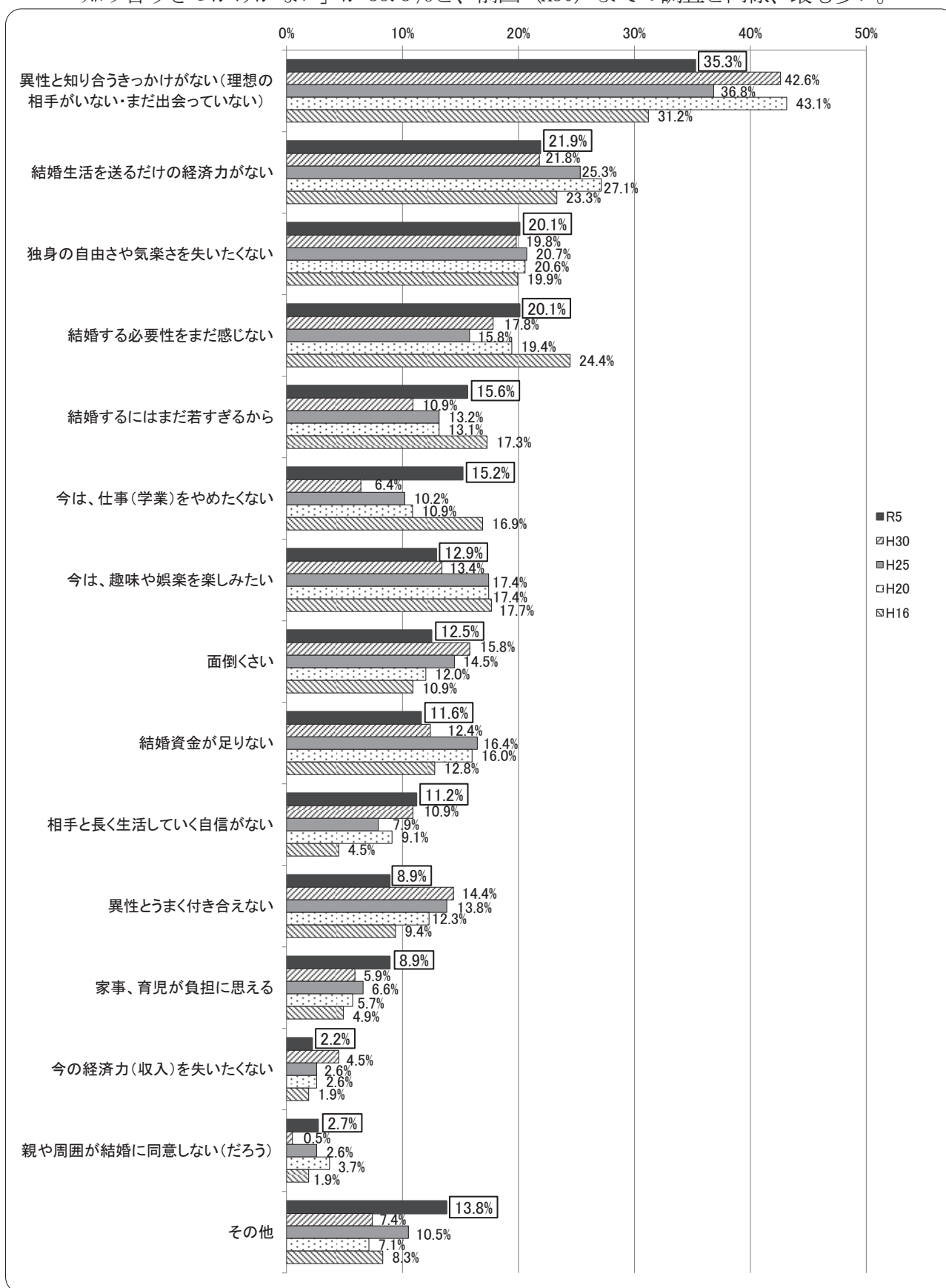
1 未婚者の生涯の結婚意思

「いずれ結婚したい」と考える未婚者の割合は48.2%、「決めていない（わからない）」と考える未婚者の割合は43.3%となっている。「一生結婚しない」と考える未婚者の割合は8.0%と約1割程度の比率で推移しています。



2 結婚しない理由

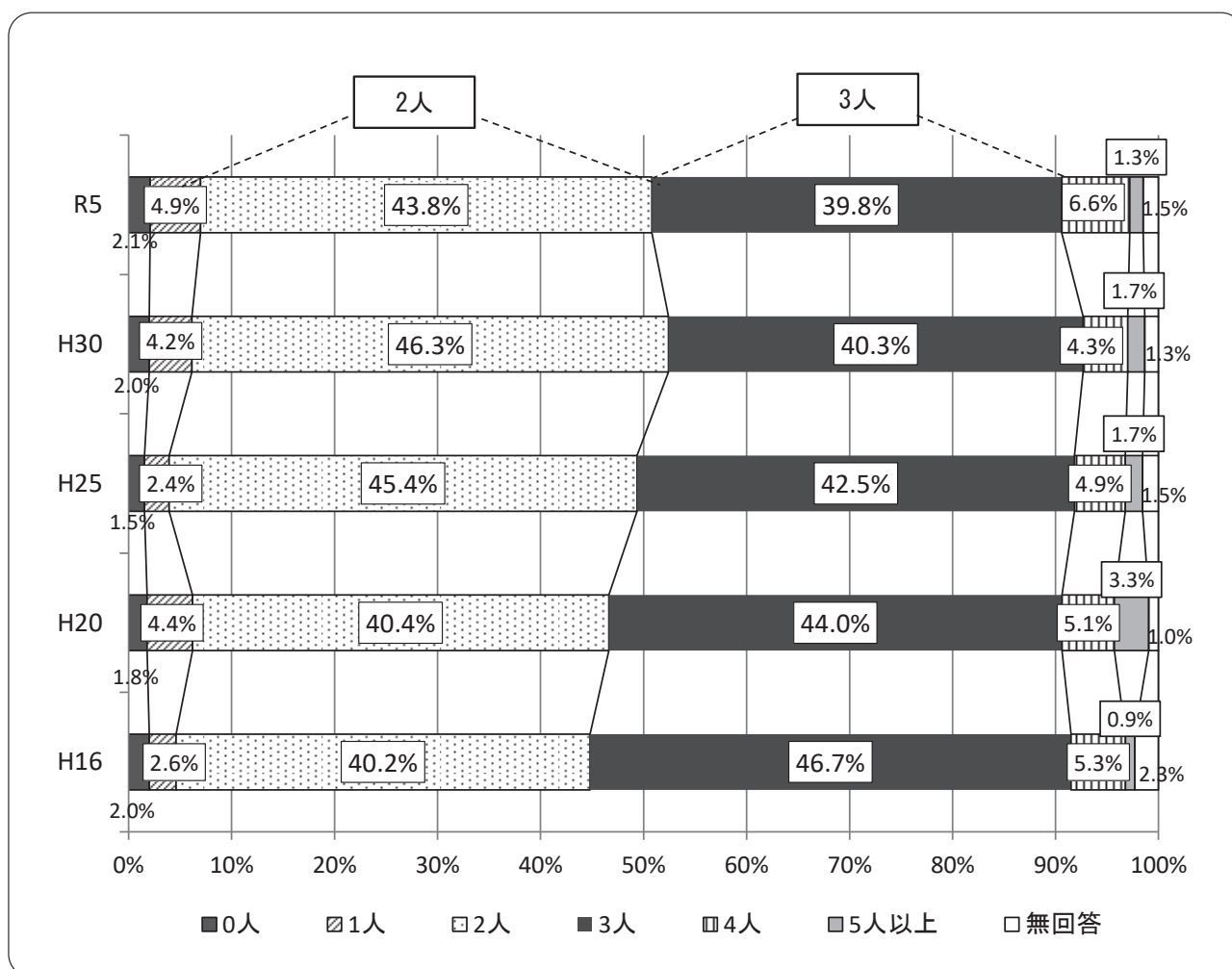
「知り合うきっかけがない」が35.3%と、前回（H30）までの調査と同様、最も多い。



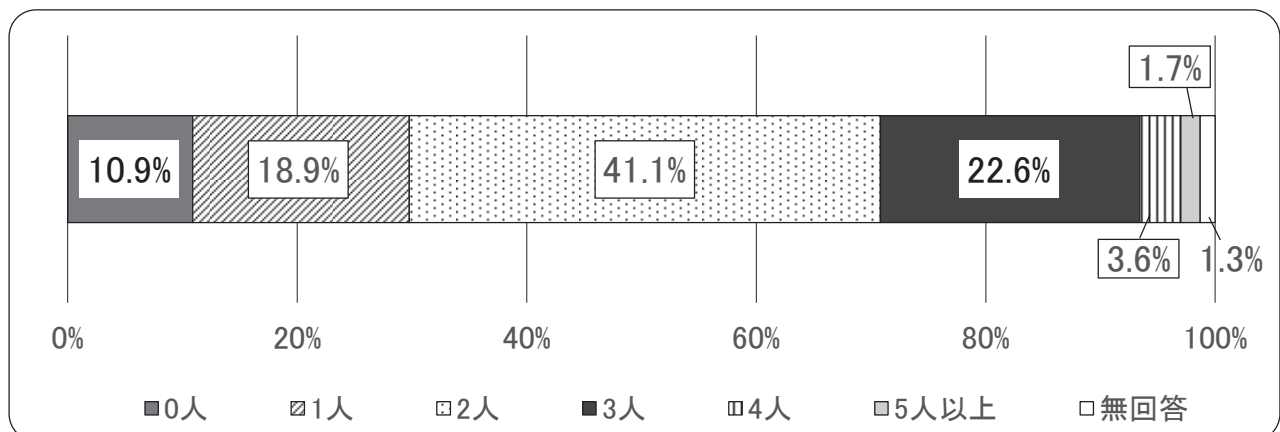
3 既婚者の理想の子どもの数と現在の子どもの数

理想とする子どもの数は、H20 調査までは「3人」が最も多かったが、H25 調査以降は「2人」が最も多くなっている。現実の子どもの数は、「2人」が41.1%と最も多い。

[理想の子どもの数]

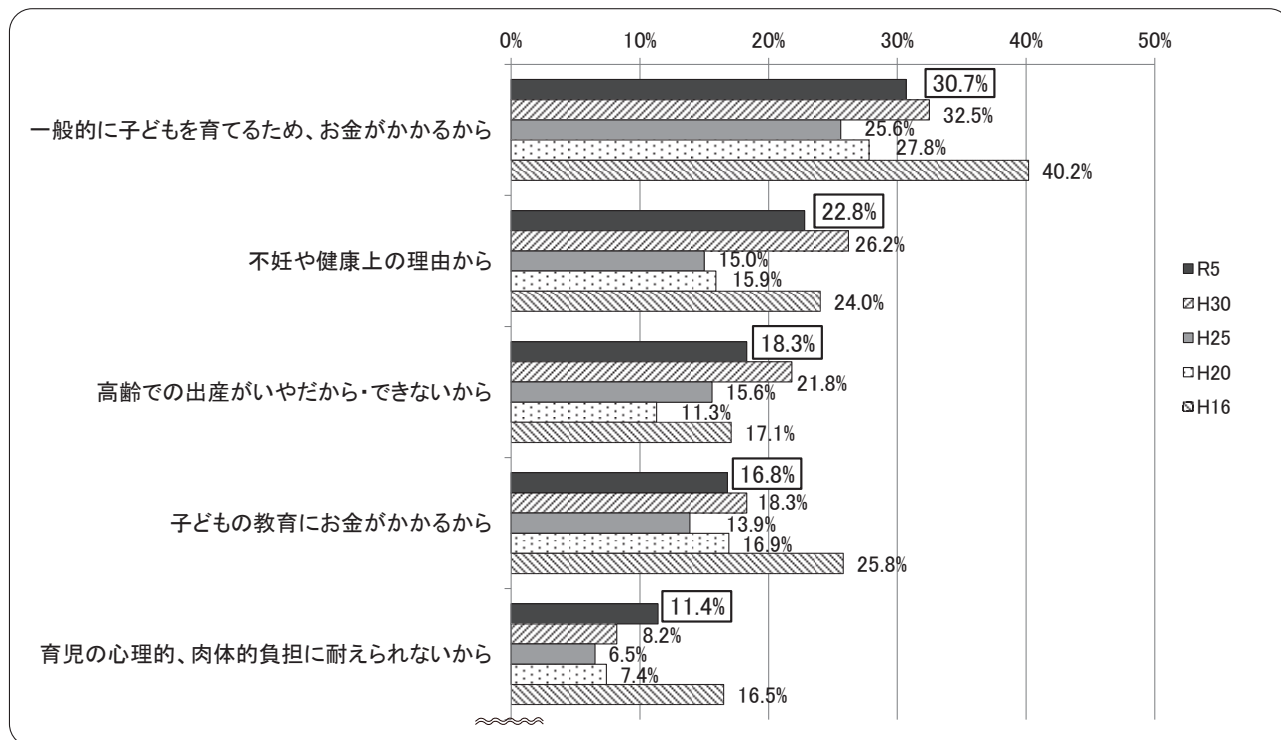


[現在の子どもの数：R5]



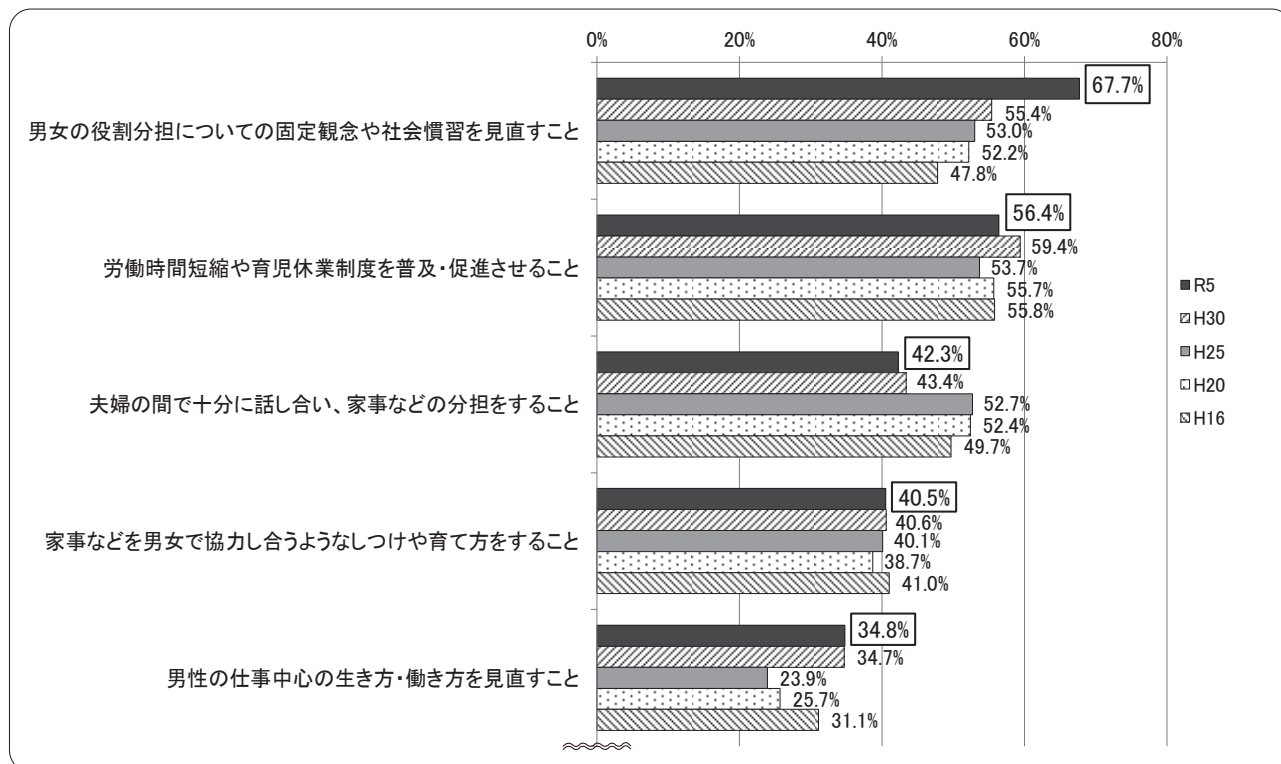
4 既婚者が理想とする子どもの数を持たない理由

養育費、教育費などの経済的理由や、不妊や健康上、高齢、育児負担などの身体的・心理的理由によるものが多い。



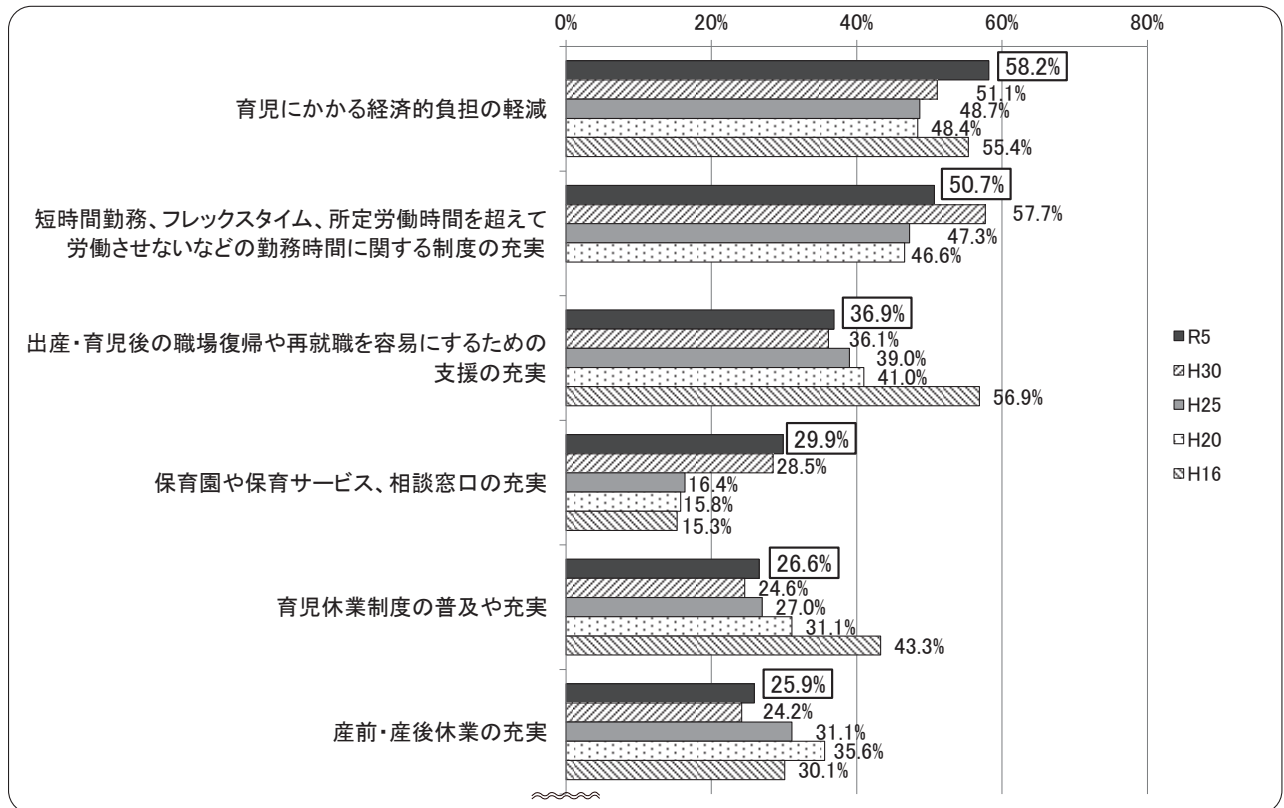
5 男女がともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと

「男女の役割分担についての固定概念や社会慣習を見直すこと」が67.7%と最も多い。



6 出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

「育児にかかる経済的負担の軽減」が58.2%と最も多く、次いで「勤務時間に関する制度の充実」、「出産・育児後の職場復帰等を容易にするための支援の充実」の順となっている。



7 子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充実してほしい施策

子育てと仕事の両立支援や経済的支援に対する回答が多い。

